住み慣れた地域で誰もが安心して生活を続けるために

置賜成年後見センター だより



お困りのときは…

まずはお住いの市町にある福祉担当課等へご相談を！

置賜成年後見センターと福祉担当課等がお手伝いさせていただきます。

各市町の問い合わせ先は最終ページをご覧ください！

～成年後見制度とは?～

成年後見制度とはどんな制度ですか?

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。また、本人の意思を尊重し、本人の希望にそった支援が受けられるのも特徴です。

（出典：法務省パンフレット「いざという時のために知って安心 成年後見制度」）

成年後見制度の種類

		対象となる人	受けられるお手伝いの範囲
法定後見制度	後見	**判断能力がほとんどない方** 多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい	日常生活に関する行為を除くすべての法律行為を代わってしたり、必要に応じて取り消したりします。
法定後見制度	保佐	**常に支援が必要な方** 重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。「重要な法律行為」に同意したり、取り消したりします。
法定後見制度	補助	**支援が必要な場合もある方** 重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配なことがある	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代わって行います。申立時に選択した「重要な法律行為」の一部に同意したり、取り消したりします。
任意後見制度		**現在は、判断能力が十分な方** 将来の判断能力の低下に備えたいと考えている	公証役場で、あらかじめ任意後見契約を結びます。判断能力がなくなったときに任意後見契約で定めておいた財産管理や、身上保護に関する法律行為を代わって行います。

（出典：厚生労働省パンフレット「じぶんひとりではよくわからない!?成年後見制度」を参考に作成）

置賜成年後見センターのお仕事

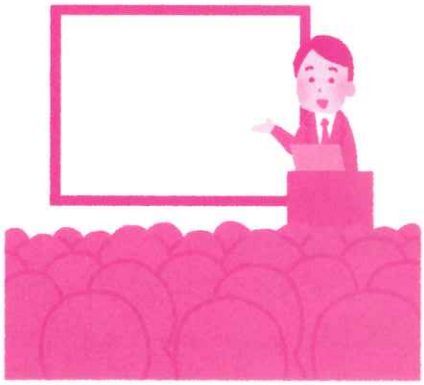
相　談

一次相談窓口である各市町の福祉担当課からの相談を受けて、各市町が適切な支援ができるように助言などの後方支援を行います。



周 知・啓 発

制度への理解が深められるように、パンフレットを作成したり、研修会を企画したりします。



成年後見人等の受任

適切な成年後見人等が得られないときに、事業を受託している米沢市社会福祉協議会が、法人として成年後見人等となり支援します。

制度の利用促進

制度が利用しやすくなるように、各市町へ情報提供を行ったり、市民後見人を養成したりします。



成年後見人等へのサポート

親族の後見人を引き受けている方や、後見人を初めて受ける方などの相談を受け付けて、支援を行います。



地域でのネットワーク構築

専門職団体や地域の関係機関と連携をとって、地域での権利擁護支援に取り組みます。



置賜成年後見センターの業務は、置賜３市５町で構成する置賜成年後見センター運営協議会の委託により、米沢市社会福祉協議会が実施し、社会福祉士を配置しております。

各市町福祉担当課一覧(一次相談窓口)

業務時間：月曜日から金曜日まで(祝日および年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

米沢市	**米沢市役所**／ 障がい者：社会福祉課 高齢者：高齢福祉課	0238-22-5111	〒992-8501 米沢市金池五丁目2番25号
南陽市	**南陽市役所**／ 福祉課	0238-40-1646	〒999-2292 南陽市三間通436-1
長井市	**長井市役所**／ 障がい者：福祉あんしん課 高齢者：地域包括支援センター	0238-82-8011 0238-82-8012	〒993-8601 長井市栄町1番1号
高畠町	**高畠町役場**／ 障がい者：福祉課 高齢者：地域包括支援センター	0238-52-4473 0238-52-4495	〒992-0351 高畠町大字高畠436
川西町	**川西町役場**／ 福祉介護課	0238-42-6638	〒999-0193 川西町大字上小松977-1
白鷹町	65歳未満：**白鷹町役場**／健康福祉課 65歳以上：**社会福祉協議会**／ 地域包括支援センター	0238-86-0213 0238-86-0112	〒992-0831 白鷹町大字荒砥甲488
小国町	**小国町健康管理センター** **地域包括支援センター**	0238-61-1001	〒999-1356 小国町大字あけぼの1-1
飯豊町	**飯豊町役場**／ 健康福祉課	0238-86-2233	〒999-0604 飯豊町大字椿3654-1

置賜成年後見センター(各市町等からの二次相談窓口)

業務時間：月曜日から金曜日まで(祝日および年末年始は除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

置賜成年後見センター(米沢市すこやかセンター内) 社会福祉法人 米沢市社会福祉協議会	0238-24-7881	〒992-0059 米沢市西大通1-5-60



発行：置賜成年後見センター
2026年8月 作成